

教育再生実行会議
第35回議事録

教育再生実行会議担当室

第35回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成28年3月22日（火）17:35～19:00
場 所：総理官邸2階大ホール

1. 開 会

2. 「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への
転換」に関する討議

3. 閉 会

○鎌田座長 ただいまより第35回「教育再生実行会議」を開催いたします。

皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、検討課題のうち、特に第1に、日本語能力が十分でない子供たちへの教育、第2に、家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障、この2点を中心に御議論をいただきます。また、あわせて、これらのテーマ以外にも提言の取りまとめに向けての御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、安倍総理から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 今回は、『家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障』、『日本語能力が十分でない子供たちへの教育』の二つのテーマを中心に、御議論いただきます。

子供たちの未来が、家庭の経済状況で左右されることがあってはなりません。

安倍内閣では、これまで、幼児教育の無償化や奨学金の充実、学習が遅れがちな中学生・高校生に対する学習支援などを進めてまいりました。

今後更に、全ての子供たちが学習に集中し希望する進路に進めるよう、環境を整えていくことが重要であります。

また、我が国で暮らす外国人の増加に伴い、日本語の指導を要する子供たちは、増加傾向にあります。

小中学校ではこれまでも、手厚い教員配置や研修などを行っていますが、今後、子供たちの力を更に伸ばし活かすため、高校等での教育も充実し、進学や就労の拡大につなげる必要があります。

子供たちの可能性を伸ばす教育は、『一億総活躍社会』の実現の基盤となるものであります。

有識者の皆様には、幅広い角度から、提言の取りまとめに向けて活発な御議論をいただきますように、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございました。

報道の方は退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、議事に入ります。

なお、安倍総理は御公務のため、17時55分まで御出席いただけると伺っております。

資料1に主な論点の例を挙げさせていただいておりますので、これも参考にさせていただきます。

なお、本日御欠席の4名の有識者のうち、小林委員、鈴木委員から、それぞれ検討課題に関する御意見を提出いただいております、有識者提出資料の最初に入れておりますので、御参照ください。

毎回のことで大変恐縮ではございますが、御発言はお一人3分以内程度で簡潔におまとめいただくよう、御協力をお願いいたします。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

中室委員、お願いします。

○中室委員 ありがとうございます。

私からは、子供の貧困に対する施策について、有識者提出資料の51ページを中心に御説明致します。

御承知のとおり、我が国の子供の貧困率は一貫して上昇傾向にあります。人口の高齢化と生産年齢人口が減少する中では、子供の貧困を放置することの経済的なコストが高くなるのではないかという懸念があり、実際に日本財団の推計によりますと、今、子供の貧困について十分な対策を行わない場合、将来的に約2.9兆円の経済損失になり、約1.1兆円の税・社会保障の純負担が生まれるということが示されております。

私は、子供の貧困については、将来世代に支払うコストを引き下げるためにも喫緊の課題として取り組むべきものでありまして、民間の資金に頼るのではなく、政府として取り組むべき課題ではないかと考えております。

そのために重要なのが、どのようにしてこの問題を解決するかということでございますが、残念ながら、現在、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにこうすればいいのではないかという解決策、シルバーバレットが余りはっきりしていないという状態にあるかと思えます。そのような中で、これまでの経済学の研究蓄積の中から、こうしたことが有効なのではないかと考えられる提案について、需要サイドから2つ、供給サイドから1つ申し上げるとするならば、需要サイドからは、やはり教育費負担というものが進学や学力の格差につながらないように、1つはバウチャーというものが考えられるのではないかと。要するに、家庭の経済事情に応じて、学習塾、習い事、学校の学費など、教育に用途を絞ったバウチャーを配付するというところでございます。

2つ目には、特に生活保護世帯の子供らに限って、高校進学率や高校中退率が高いということを考えますと、家計の資金制約が進学の妨げとならないよう、こうした世帯の子供たちに給付型奨学金を創設する必要があるのではないかと考えております。ただし、現在の研究上、このバウチャーにせよ、給付型奨学金にせよ、子供の進学率や学力にどの程度の効果があるのかということについてはコンセンサスが得られておりませんので、これが特効薬となり得るかどうかについては、その政策の開始とともにデータの収集も同時に始めて、効果検証を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

そして、供給サイドとしては、実はバウチャーや奨学金を出したとしても、それを選択しないという親や子供のために学校の資源配分を変える必要があるのではないかと考えます。すなわち、学力の高いところも低いところも就学援助の世帯が多い学校群も低い学校群も、今、一律の資源配分になっているわけですけれども、そうではなくて、例えば御家庭の経済状況がよい学校については50人学級にするのだけれども、一方で、就学援助率の高い学校は20人学級にするというような弾力的な加配などを可能にするような格差を縮小する方向での学校間、地域間の資源配分についても考えられるのではないかと考えており

ます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

坪谷委員、お願いします。

○坪谷委員 ありがとうございます。

まず、日本語能力が十分でない子供たちへの教育ですが、2010年の国勢調査によりますと、7歳から14歳の外国人の子供のうち16%、1万3,000人が学校に通っているかどうか分からないという結果が出ております。そこで、まずとるべきは、入国管理局と自治体が連携をとり、事実の把握をすること。その上で、教育委員会へ接続すること。それにより、外国人の子供の就学を促すというのが第一歩なのではないかと思えます。

次に、外国からの高度人材である駐在員にとって、子供の教育というのは重要な課題です。赴任国を決める際にも学校問題は大きな決め手です。しかし、CISなどの権威のある国際的な学校認証機関から学校と認められているインターナショナルスクールでも、日本では制度上学校と認めるのが難しい現状があります。国際的な学校認証機関及び本国の政府から学校と認められているインターナショナルスクールが各種学校としての許可を受けやすくなる方策を検討すべきではないかと思えます。

次に、家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障についてですが、厚生労働省の調査によりますと、6人に1人の子供が貧困状況にあるという結果が出ています。家庭の経済格差と学力格差は明らかな相関関係があることがわかっています。その問題の根源の一つには、日本は教育支出における私費の割合が高いというところにあります。つまり、高額のコストを使って塾に行けるかどうかというところで学力差が拡大してしまうというわけです。

公教育の本来の役割とは何なのか。これを考えますと、学校外教育に頼らなくても学校で一生懸命学べば子供たちの力が伸びるという原点に立ち返る必要があるのではないのでしょうか。そのためには、習熟度別の少人数指導の徹底、個別指導計画に沿った教育の実施、取り出し指導など学校の教育力を強化し、家庭の経済状況にかかわらず全ての子供の力を伸ばせる学校にする必要があると思えます。

そして、提言の取りまとめについてですが、今までいろいろな議題について議論してきました。発達障害、不登校、学力差に応じた教育などがそれに当たります。学校で対応しなくてはならない課題は山積みと言えます。教育基本法第4条は、教育の機会均等をうたっています。そのためには、個の特性、事情に合わせたきめ細やかな教育が必要なのだと思えます。日本はOECDの加盟国中、教育にかかる財源の比率が最低の国です。第八次提言でも指摘されたように、財源の確保がどうしても必要だと思えます。是非安倍内閣において、国家戦略として教育を未来への先行投資と位置付けて、子供たちが希望を持ち、日本の未来を切り拓けるような教育への投資を充実していただきたいと思えます。私は心からそのように願っております。

どうもありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

貞廣委員、お願いします。

○貞廣委員 ありがとうございます。

有識者提出資料で申し上げますと12ページに資料を入れていただいております。

冒頭、緑色の四角で囲っているところが意見として申し上げたい部分で、その下に関連する事項についてお示しさせていただいております。

申し上げたいこと、まず1点目は、必要配分と均等配分を組み合わせた公的資源配分を導入するべきではないかということです。先ほどの中室委員の発言とも重なる部分がございますけれども、現在、どんな地域でも、困難を抱える子供の数がどれほどでも、その課題の深刻さがどれほどでも、そういう点は一切考慮されず、学級数ベースで教員などの公的資源が配分されています。ですから、40人学級ということになるわけですが、こういう均等配分というのは、今までは日本の学校の一種の強みでもあったわけですが、テストスコアや学力の底上げや、本日の論点になっております2つの課題に真剣に取り組むというのであれば、これまでの強みであった均等配分というものに加えて、必要に応じての配分、必要配分というものをベストミックスで組み合わせていく。こういう資源配分の在り方を考えていくことが必要であると考えます。それによって、更に学校現場でも、子供の能力差を認めない、同じだという考え方ではなく、多様な指導をしていくということが保障されるのではないかと思います。このような手法は、他の諸国、例えば、アメリカ、イギリス、オーストラリア等もとっているものですので、日本もこれだけ必要度が高まっているということを考慮するべきだと思います。

2点目でございます。これは学校外補習学習と学習塾の問題でございますけれども、最低限の義務教育の保障ではなく、普遍的な教育機会の保障という視点で見ますと、今や学校外補習学習は特定の人対価を払って購入する特別なサービスというわけではありません。特に中学校段階では非常に多くの子供たちが学習塾に通っていますし、家計の負担も大きくなっています。

その一方で、実は今までは日本の親御さんというのは非常にけなげで、爪に火をともしても子供の教育費を負担すると言われていたのですが、親御さんの一部には、「けなげでない親」と申しましょうか、家計教育費からの退出傾向が明確に見られています。これがまた更に格差を助長しています。

先ほど坪谷委員が仰ったように、学校の中で全ての教育が行われるというのが理想ですが、現状として学校外補習のニーズがある限りは、もう少し学習塾的な学校外補習学習費に対しての公的支援を充実していく方向性というのも格差是正という点では必要性があると思います。

さらに、今、私が申し上げた2点は初等中等教育に関連してですけれども、もう一点、高等教育に関連して奨学金の充実、拡充ということを上申したいと思っております。

貧しい家庭の子供は、家庭の余力がないがゆえに、現在、実際には奨学金を借りられるのですけれども、親が借りさせませんし、子供も借りません。そして、結果として進学をしないということになるのです。また、進学をしてアルバイトをするのだけれど、それが続かないので退学をするということになります。優秀で、学習したいという学生がそこで学習の進路を断ってしまうというのは、将来的に有能な納税者になっていくということを考えると社会的にも損失であると考えます。真剣にこういう子供たちの底上げ、または教育を受ける権利を保障する方針を推進するのであれば、ターゲットを絞って、借金をしなくても望めば大学に行けるといふ給付型奨学金の創設ということを是非お考えいただきたいと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

安倍総理が御退室しなければいけない時間にほぼ近づいてしまいましたので、一言御感想をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 最初のテーマの家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障というのは大変重要なテーマでありまして、正に今、国会でも大きな議論になっているところでもあります。既に我々が提供しているものもございますし、300万円以下の家庭の方については、国公立大学においては事実上授業料が減免になっているわけでありまして、また今度は所得連動型の返済可能な奨学金を導入することになっています。あと奨学金については以前と比べて、以前はかなりローンに近かったものが、今、低金利になってきています。その上で、給付型を導入するかどうかということも議論していただきたいと思います。

同時に、また我々、幼児教育の無償化も進めているわけがございますが、幼児教育については大学に進学する人以外も含めて、ほぼ全ての人たちが通過するところがございますので、そういう意味においては、限られた財源の中ではこちらを優先すべきだという議論もございまして、そうした点も含めて御議論をいただければと考えています。

それとまた学習塾に対してどう対応していくかということも大きな点でありますし、バウチャーを導入して、この学習塾にもそれぞれの親が判断してバウチャーを充てていくということも可能にしていくかということも随分議論があったのです。そうした議論とともに、この前の教育再生会議や教育再生実行会議においては、塾に行くことを前提に、とりあえず現状に対応するという議論と、塾に通うということを前提とせずに、いわば高大接続と入試制度を抜本的に考えていく、すなわち、教育内容の改革や入試改革を行っていくという議論がありました。

そうしたことも含めて、今後どのような対応が必要か、御議論をいただきたいと思っております。

それと日本語能力が十分でない子供たちへの教育でありますけれども、私がちょうど官房長官のときに、特にブラジルの日系人の子供たちを受け入れたのですが、主に自動車産業の人たちがその労働力として受け入れて、子供たちの教育について、十分に地域の学校

も対応できなかった。主に愛知県に相当集中している問題なのですけれども、そのときにトヨタ初め企業側に大分協力をしていただいて、日本語の補習授業をちゃんとできないかということをやったわけでありまして。あれから大分時が経ったのですが、今でもブラジルから来た日系人の子供たちにそういう課題があるのは事実でありますし、またブラジル以外の国々の子供たちも増えておりますので、これも大変重要な点だろうと思います。把握が不十分ということもあるわけで、結局、完全にドロップアウトしてしまうという課題もあります。受け入れた以上、責任を持ってちゃんとその子供たちも育てていくということで対応していかなければならないのだろうと思いますので、これらも御議論いただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

安倍総理はここで退室されます。大変お忙しい中、ありがとうございます。

(安倍内閣総理大臣退室)

○鎌田座長 では、会議を続けさせていただきます。引き続き御発言をお願いします。

三幣委員、お願いします。

○三幣委員 有識者提出資料の14ページをお開きいただきたいと思っております。

これまで3人の方が発言されましたけれども、私どもは立場上、それをかなり具体的に取組んでおりますので、御説明申し上げます。

まず14ページですけれども、先ほどからお話がありましたが、教育は経常経費ではない、未来への投資です。市の財政は厳しいわけですが、財政当局と話をするときには経常経費だから人件費を減らそうというようなせめぎ合いになるわけですけれども、私どもは未来への投資だからということで、最終的には市長の判断で人的配置がかなりできるような予算をつけております。

具体的にどういうことをやっているかということ15ページ以降にお示ししています。まず1つ目は、保育・教育の情報・対応の一元化・継続化ということで、(1)として文部科学省、厚生労働省所管事務の一元化をしております。保育所、学童保育、子育て支援センター、児童虐待業務、そういったものを教育委員会で担当しております。したがって、私ども公立幼稚園で2年保育をやっておりますので、その後、それがスムーズにつながっていくということになっております。また「子どもサポート手帳」も教育委員会で作成しまして、1歳6か月健診に全ての子供たちに配付しております。次に(2)として、これも厚生労働省の管轄なのですが、要保護児童対策地域協議会、内容的には児童虐待・貧困・発達障害等、多様な課題を取り扱うわけですけれども、これも教育委員会が所管しております。教育という観点で就学前を考えるような基本的な考え方に立っております。

(3)として、保育所・幼稚園・小学校・中学校卒業までの0歳から15歳まで長期的な視野に立った教育をとということを考えています。

17ページを御覧いただきたいと思っております。支援・教育体制の機能強化ということですが、

特別支援教育支援員というのは国の補助もありますけれども、それだけでは足りませんので、(1)に特別支援教育非常勤講師ということで保育園、幼稚園に発達障害等に精通した方に巡回指導をしてもらっています。この中で発達障害等の子供の発見もありますし、対応への指導を行っております。これは市独自の財源でやっています。(2)が特別支援教育相談員です。これも市の独自財源でやっております。支援員をつけておりますが、これだけでは足りない場面が出てきますので、特別に設置しました相談員が対応することになっています。(3)が特別支援教育支援員ですが、これは国の補助もありますが、私どもは他市の3～4倍配置しております。この中で日本語指導を必要とする場合にも、この支援員が対応するようにしております。18ページですが、(4)に特別支援員をあげています。これは主に通常は幼稚園・小学校・中学校なのですが、私どもは保育所・学童保育所にも配置しております。恐れ入りますが36ページを御覧いただきたいと思います。数字が細かくて見づらいなのですが、幼稚園の実出現率、右側から3列目にあると思います。実際、幼稚園で支援員をつけてほしいという子供たちの割合が13.2%ある。これが小学校で4.6%、中学校にいきますと3.3%ということで、この支援員を幼稚園に配置しましてから4年ぐらいになりますけれども、小さいうちに徹底的に支援していこうという体制が功を奏して、小学校高学年あるいは中学校で支援員を必要とする子供たちが少なくなっていると思います。18ページに戻っていただきたいと思います。(5)の家庭児童専門相談員も特別に市で配置しております。(6)の英語活動指導者、これもネイティブで本市に在住している方を市で独自に採用しております。

19ページですが、先ほどから若干話題になっておりますけれども、学力差の是正ということで、(1)の土曜スクールを展開しております。これは塾と連携しております。(2)、(3)は夏季講座、放課後学習教室ということで、これは市の財源で、子供たちの夏休みあるいは2学期以降の放課後に塾の先生にお願いして講座を開いております。

20ページですが、先ほどからそういったお話がありましたけれども、(5)がバウチャーです。今年度から、5年生、6年生に家庭の経済状況に応じて月1,000円から7,000円まで配付しております。このクーポン、バウチャーを配ただけでは活用されませんので、(4)の放課後子どもクラブということで学校を使い、月曜から金曜まで、5年生、6年生を対象に、学習塾・そろばん・書道あるいはスポーツ等を展開しております。この中でクーポンが使えるような仕組みになっております。21ページに実際のクーポンを載せています。

23ページに加配について話が出ております。この教員の加配措置につきましては、私ども学校あるいは市の教育委員会としては、現在の加配は加配ではないと思っております。コーディネーターの話が以前の会議で出ましたけれども、学校というのは確実に仕事が増えていますが、基礎定数について全く変わっていません。同じ基礎定数の中で業務だけが増えていきます。ですから、加配措置がされて初めて若干プラスマイナスゼロの状態になるのです。したがって、今の加配が常態化した上に、更に加配されることが私どもに

とっての加配措置であると考えております。

この加配がされますと、23ページに書いてありますように少人数の習熟度別指導とか、そういったものが可能になります。いずれにしましても、教育というのはお金がかかるものでありますし、ほとんどが人件費でありますので、未来への投資ということで思い切った発想の転換をしていただければと思います。

以上です。

○鎌田座長 実践に基づいた非常に貴重なお話だと思えます。ありがとうございました。

それでは、漆委員、お願いします。

○漆委員 私からは、論点3つにつきまして、学校現場で実際に行う場合にどういうことを配慮すべきかかということをお口頭で申し上げます。

まず、1点目の論点で、日本語能力が十分でない子供への教育については、坪谷委員も仰っていたように、親の就労問題と子供の教育問題を切り離しては考えられません。実際に親が国外退去になって子供も退学せざるを得ないというような事例も見たことがございますので、今後、外国人労働者の受け入れを国としてどうしていくのかという問題と一緒に、縦割りにならない制度設計をしていく必要があると思えます。

2点目の論点の家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障に関しまして、3点申し上げます。

限られた教育資源を有効に活用するためには、安倍総理も仰っていたように、どの時点での教育投資が最も有効なのかということをお中室委員がよく仰るエビデンスに基づいて検討されることが必要かと思えます。例えば先ほど大学生に対する奨学金の話も出ておりましたが、大学に行ってからだと遅いのです。大学受験時に予約型で支給されるという約束がありませんと受験そのものを断念してしまうということがありますので、こういう細かいところをきちっと見ていくことが大切だと思えます。

また、教育は結果が出るのに時間がかかりますのに、これまでの教育政策は、結果が出る前に変更されるということがしばしばありました。したがって、この大きな教育改革の際に、今後のため、政策の根拠となるような調査は、ペリー就学前計画のように長期継続する仕組みをつくっていただきたいと思えます。

2点目で、ICT活用によるアダプティブラーニングを進めるというようなことが資料に出ておりましたが、タブレットと教材を与えただけですと、今回話題になっております勉強についていけない子の利用率は大変低くなります。何故かと申しますと、勉強の苦手な子は勉強ができないのではなくて学習のその手前にある生活習慣やモチベーション、自己肯定感に問題があるケースが多いのです。学力以前にある問題の本質が何なのかということをお把握してそれに対処することが必要なので、ICTを活用するのであれば、見守る人と見守る学習の場の設定が不可欠であると考えます。

3点目で、経済的支援というのは資料を見ておられますも公立に厚くなりがちですが、現実には高校に関しましては、公立高校に合格する学力が足りずに私学に行くというケー

スもあります。また、大学に関しては、私学に通う学生の方が圧倒的に多いわけで、入試科目が多く、難易度の高い国立に合格できる生徒は経済的に恵まれた家庭が多いのです。授業料減免の公私の支出バランスは国立に厚いですが、これは現実を見て配慮をさせていただきたいと思います。もし国立に授業料減免の手当てを厚くするというのであれば、それは今回のテーマである貧困対策ではなくてエリート教育の枠組みと考えていただきたいと思います。

最後に、今回提言を出すに当たりまして、これは以前の教育再生実行会議のときからずっと言い続けていることですが、馳大臣のプランでも触れられている、チーム学校としての取組には校長のリーダーシップが不可欠です。校長が変われば学校が変わるといほどの影響力がありますので、人事権と予算の裁量権、こうしたものを校長に渡していくということが、特に公立高校の学校改革においては不可欠だと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

伊原木委員、お願いします。

○伊原木委員 岡山県の伊原木でございます。

岡山県は教育の立て直しを県政の最重要課題に掲げておりまして、県議会、メディアで私がたたかれるときも、たまに褒められるのも教育の話題が一番多いという状況になっております。

まず、有識者提出資料の8ページを御覧下さい。岡山県の生活保護率などの数値はここに示すとおりでありますけれども、この「岡山いきいき子どもプラン」という計画を策定し、貧困対策を総合的に進めているところでございます。家庭状況によって差が生じないよう、必要な学力を身に付けることができる機会として、放課後学習サポート事業を進めております。来年度は特に課題である中学校での実施を拡充しようとしております。

9ページでございますけれども、本県では家庭環境が原因で不登校になる小学校の児童数が多いことから、小学校90校に登校支援員を配置いたしております。この配置校での成果はグラフが示すとおりでございます。2割若しくは3割減っているということでありませう。これはリソースをどんと投入したら成果が出たことを表しています。不登校の子供たちというのは、学校に来なさい、頑張りなさいと言うとかえってひどくなるから打つ手がない、とりあえず数か月見守るのがいいらしいということ現場で聞いたため手が出せなかったのですが、これはほかの県でどうなのかわからないのですけれども、岡山県でそういう考えが非常に多かった中で、行政が介入して成果が出ることが実証されたという1つのデータだと思っています。

次に10ページです。この教育再生実行会議の主要論点となっております発達障害児支援の視点を取り入れた教育活動につきまして、本県の特徴的な取組を御紹介させていただければと思います。

本県の小中学校における発達障害児の割合は増加傾向にあるわけですが、発達障害の視

点に立ちながら学校改革を進め成果を上げてきている赤磐市立磐梨中学校の事例を御紹介させていただきます。この学校では、全教職員が発達障害の理解と支援方法を学ぶ研修に参加し、医療的な視点やインクルーシブ教育、認知心理学の知見を学び、授業や生徒指導全体に工夫を凝らしています。

いじめに対する反応としては、悪気がなく不適切な言動をとる生徒に対して、周囲の生徒がきちんと気持ちを伝えたり、こう言ってもらったらうれしいよと好ましい言動を伝えるという対応をしています。空気を読めと言っても、なかなかそういう子供にとってはハードルが高いので、もう少しわかりやすく伝えるということをしています。

11ページにありますように、これまでの教育活動によりまして、発達障害と診断された生徒はもとより、それ以外の生徒にも、人に対するかかわり方や会話の仕方、表現力をしっかりと学び、学力や生徒指導にも成果が出てきています。例えば現在の中3は中1のときの学力テストで国語が県平均マイナス4.1ポイント、数学ではマイナス4ポイントと良くなかったのです。ところが、2年後の中3のときに国語でプラス2ポイント、数学でプラス16.1ポイントまで上昇をしています。順位は個別データで詳細はお話しできないのですが、県内で下位グループから上位グループになっています。また、暴力行為、いじめについては、3年前の調査で、それぞれ1,000人当たりの暴力行為が18.1件、いじめが24.1件と非常に悪い数字だったものが、昨年度と今年度はゼロになっているということであります。

2年間取り組んだ結果、非常に厳しい状況の中で改善を見せた学校を優良実践校としてその取組を県下に普及しているわけなのですけれども、この磐梨中学校を本年の優良実践校に決定をいたしまして、今、普及をしているところでございます。教育再生に向けてまだ途上ではありますが、家庭状況に左右されず、意欲のある子供たちのためにしっかり教育機会を提供する取組ですとか、発達障害児支援の視点を参考にした落ちついた学校づくりの取組など、様々な手立てを講じながら諸施策を進めているところでございます。

中室委員が提唱され、私も重視しているエビデンスにはほど遠い今回の内容ではありませんけれども、地域の事例紹介ということでお伝えさせていただきました。

ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

私のほうは、家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障に関して、高等専修学校の事例を報告させていただこうと思います。資料の38ページに1枚だけ資料を載せさせていただいております。御覧いただければと思います。

私ども、高等専修学校生の家庭の経済状況でありますけれども、毎年アンケート調査を全国高等専修学校協会の会員校に行っております。就学支援金の加算支給1.5倍、2倍、2.5倍の家庭は62.8%になります。生活保護家庭は25.0%。これを聞いただけでも驚かれる先

生は相当いらっしゃるのではないかと思います。しかし、大阪府をピックアップしてみますと、加算支給1.5倍、2倍、2.5倍の家庭が73.1%です。生活保護家庭は38.7%、約4割弱となっております。

下に詳細が書かれております。年収の目安で支給額がこのように加算をされているわけですが、今度は資料の②です。学校への経常費補助の現状ですが、これは27年度の実績であります。東京都は私立の高等学校生1人当たり経常費の助成額が36万6,800円でありました。我々、東京の高等専修学校は生徒1人頭15万8,600円。これは何回かお話しさせていただいているとおりに、高等専修学校は学校教育法124条に基づくということで、私立学校振興助成法対象外であり、地方自治法に基づく独自の施策で補助金をいただいている関係でこのような額となっております。

ちなみに、東京はまだ良いほうでありまして、全国で4番目の金額をいただいております。1番はここに書いてございます大阪府、私立高校と全く同額の補助金になっております。実際にはゼロという都道府県もございます。生徒1人単価6,300円という県もあるのが実態です。四国3県ではまだゼロというところもあります。このような状況の中で、また特別支援の経常費補助金に関しましては、もう既に何回かその現状をお話しさせていただいているところですが、この現状の中で特記すべきは、ここにあります大阪府の取組であります。

大阪府は国の就学支援金制度と合わせて、大阪府独自で高等学校の授業料支援補助を始めております。これによって、私立の高等学校と私立の高等専修学校は全て無償となっております。年収590万円未満の家庭は無償というところで、このことを実施することによってどんな効果が出ているかというところ、本校の例で言いますと、今年の生徒募集は非常に厳しいものがございました。都立との併願組で都立高校に受かった子たちは全て都立高校に行きました。やはり授業料無償ですので、本校に来ると月3万円程度の授業料を払わなければいけないというのが現状です。

ですが、大阪府は府立高校に行こうが私立高校に行こうが、私立の高等専修学校に行こうが、条件はみんな同じであるということで、本当に教育の中身、また子供たちの個性で学校選びができているというところで、一番最後に書かせていただきましたけれども、これによって、大阪府では経済的理由での中退や不登校が確実に減少しているという事例がございます。年収590万円以下の家庭にあっても、貧困の連鎖というところを断ち切る意味で早い対応をしていただければと思います。平成28年度から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。この場合、的確な判断ができる能力を身に付けてあげないと、せっかく選挙権年齢が18歳以上に引き下げられても〇×がつけられない子供たちを増やしてはいけないと思います。そのことも踏まえて、是非早急な対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

湯野川委員、お願いします。

○湯野川委員 私は家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障についてという点で、自治体とかNPOと組んで幾つかの県で活動しております。仙台では震災に遭った仮設住宅の子供たちの学習支援からスタートし、今では生活困窮世帯の子供たちに向けて、ICTを活用した「まなびの場」、例えば生協さんの集会所を使ってe-Learningで学ばせるという取組をやっております。

従来ですと、例えば東北大学の学生ボランティアなど教務力のある人材でないと参画できないということがあって、これが規模拡大のハードルになっていたわけですが、ICTの活用により、教務経験のないシニア層や主婦でも参加できるようになります。教務部分はe-Learningで対応するので、参加者は、先ほど漆委員がおっしゃったような「見守る役」に徹することができます。現在、仙台の全ての区で約30か所、300名ということで、NPOと自治体の学習支援活動としては、日本で一番大きな規模になっているかと思います。実際に高校への進学率が高まるというような結果も出てきています。こういうものが広がれば良いと思っておりますが、現場でいろいろ見ていて、1つの問題意識と2つの提言を申し上げたいと思います。

問題意識というのは、今回の参考資料にもありますように、いろいろな制度はあるのですが、余り活用されていない側面があるのではと思われれます。先ほどのNPOですと生活困窮者自立支援法に基づく資金でやっています。これは厚生労働省の施策ですが、ちょうど今日の朝日新聞でもこの実施率が低いという記事が出ていまして、大体それを使っている自治体が30%台とのこと。東北においては多分10%台というように聞いています。何故低いのかというと、今日の新聞では、実施するための人員や団体が確保できないという体制の問題が筆頭に書いてありますが、これは本当にそうなのか、おそらく別の様々な理由もあるのではないかと思います。

例えば東北などでは、人口密度が薄いために、塾のような拠点があって参加者を集めてくる場合に本当に集まるのかという不安があってなかなか実施できないという話も聞きました。では訪問型をやると、それはコスト（人件費）がかかり過ぎて実施できない。そこで、例えば遠隔型のような形で、ICTを使うと在宅でも学ぶことができますので、もちろんそれができる家庭のインフラとか子供の状態とか制約条件はあろうかと思いますが、そういういろいろな手を考えて自治体に取り組む実施率を上げていくことを考えるべきだと思います。

もう一つは、今度はエンドユーザー、子供たちの利用率を上げるということで、これも現場で見ていると、困窮度の高い家庭の子、問題のある家庭の子ほど実は利用されないという面がある。そういうものの必要性をそういう家庭では余り認識されないというケースもあって、これをどうにかすべきだと思います。例えば最近、子供食堂などをいろいろなNPOが地域で実施していますが、そういう地域の活動が連携して、子供食堂に来た近隣の子供たちをうまく学習支援に誘導したり、スクールソーシャルワーカーなどが子供たちを

つなぐ役割を担うなど、現行制度の運用を改善する諸施策を行うことで、子供の利用率を上げ、効果を高めることができるのではと考えます。

そのためにも、自治体や教育委員会が取り組む施策については、どうしても平等に声をかけなければいけないという意識や制約があるようなのですけれども、本当に必要性のある生徒に対して絞って声をかけるというようなことも必要だろうと思います。そうすると、現行制度でももっと効果が出るようになる余地が大いにあると思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

細江委員、お願いします。

○細江委員 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障について、有識者提出資料の53ページ以降を御覧ください。

子供の貧困による教育格差を解消するためには、結論から申し上げますと、就学前教育の無償化・義務化というのが重要でありまして、これを早く進めるべきだという観点でお話を申し上げたいと思います。

まず1ページ目であります。これはよく言われている話でありまして、OECD加盟国中、日本は、公的支出の対GDP比が、最下位となっておりますが、一方で、私的な教育支出は常に上位5位前後に位置していることを示しています。

2ページ目は、これもよく言われていることですが、年収によって私立大学、国立大学の進学率に大きな差が生じています。

3ページ目です。今も有識者の皆さんからいろいろとお話がありましたように、「所得格差による教育格差」という負の連鎖を断ち切らなければいけないということで、国や地方自治体においては、実際に起きている現象への対応として、言葉は悪いのですが、対症療法として、就学後の教育に対する様々な施策が行われています。

私は、常日頃から、「事前の一策は事後の百策に勝る」という言葉を座右の銘としております。既に生じてしまった格差への対応は当然必要でありまして、私どもは、放課後チャイルドコミュニティでありますとか、あるいは要保護者・準要保護者の児童生徒に対する学用品費・給食費等の援助など、様々な支援を行っているわけではありますが、やはり事前の一策として、根本的な療法として、就学前教育の充実を図る必要があると思います。

中室委員の「『学力』の経済学」にも御紹介されているのですが、ノーベル経済学賞を受賞したアメリカのヘックマン教授の論文の中で、人的資本の収益率が最も高いことが謳われていますし、ペリー就学前計画においても、特に低所得層でリスクが高いと判定された子供に対して特別プログラムによる教育を行った結果、3歳児で顕著な効果が見られたと紹介されています。

そこで、諸外国における就学前教育、義務教育直前の教育の無償化の状況を調べたのが6ページ目であります。アメリカでは義務教育を通常6歳から始めるわけですが、5歳児を対象としまして、公立小学校付設の幼稚園教育を無償にしています。イギリスは義務教育を5歳から始めますが、3・4歳児に対する就学前教育を無償化しています。その他、

フランスもでは3～5歳児の幼稚園教育等は無償を、フィンランドでは6歳児を、韓国では3～5歳児を、それぞれ無償化している状況です。成果の一例としてここに御紹介していますが、イギリスにおいても、同様の成果が出ているということでもあります。

7ページ目の一番左側に記載していますが、よく言われることですが、OECD加盟国の就学前教育段階の公的教育支出について、日本は対GDP比0.1%ということで、OECD加盟国中で断トツの最下位という数字が出ています。これらの状況もあわせて、私たちとしては、就学前教育の無償化・義務化が、いわゆる貧困の連鎖を断ち切る重要な施策になるのではないかと考えています。就学前教育の無償化・義務化による幼児教育機会の保障を早急に実現することが、問題の根本的、抜本的な解決策になるということを提言したいと思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

向井委員、お願いします。

○向井委員 現状の問題への対処と問題の根本的な解決の2つのカテゴリーに分けて考えるべきと思うのです。

現状の問題への対処については、例えば言語学習に関して、言語が多様化する子供たちに学校の先生が手厚く対応していくことは資源的に無理なのではないかと思うのです。ボランティアや退職者、NPO等を指導者として活用するなどの融通性をきかせても良いのではないのでしょうか。例えばアメリカでは教会が中心になって、English as a Second Languageを課外授業として教えているのです。人格がしっかりとしていることを地域の人たちが認めていれば、この場合の先生は必ずしも教員免許がなくても生活に必要な言葉を教えられる人であれば良いわけです。現状に合わせて融通性をきかせるべきだと思います。また、言語習得レベルの目標設定をはっきりさせて、フレキシブルに指導ができるような制度を創るべきだと思います。例えば小・中学校に外国人が入ってきたときに、その子の年齢が5～6年生の子でも日本語がしゃべれなければ、小学校1年生のレベルのクラスでも入れてもいいわけです。そしてその子のレベルが上がり、年相応の学年での学習内容の理解が可能になれば、その時点で5年生に戻すようなフレキシブルな制度が必要で、従来の制度の中で手厚く全部を底上げするという事は難しいと思います。以上が第二言語としての日本語に関する意見です。

家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障についてですが、この議論に関しても、国が施すべき義務教育と高等教育をはっきり分けて議論するべきだと思うのです。その際に、質保障できるレベルとベター論的にやったほうが良いレベルを分けて議論したほうが良いと思います。全てを底上げしようとするのでどこから手をつけて良いかわからなくなってしまうので、ある程度区切りをつけて議論をするべきではないかと考えます。また、諸々の対策には財源が必要で、税金に期待するだけではなく、例えば、寄付制度の充実等を図っていくべきではないかと思っております。塾などの学校外学習については、学ぶ目的を子供たちがしっかりと理解した上で取り組むことが必要です。

問題の根本的な解決ですが、塾に行かないと希望の高校とか大学に行けないという現状自体がおかしいと思うのです。大学が塾での学習内容を要求するのであれば、塾と同じ内容のものを高校や中学校や小学校がなぜ教えないのかというカリキュラム内容の議論になってくるのです。教育を受ける側も授ける側も学ぶ目的を明確にした上で、職業教育を含む実質的な実学の分野と学問的な範疇を分けて考えていくべきだと思います。

日本の学生をアメリカの学生と一緒に生活させると、日本の学生の学ぶ目的意識が高くなります。日本の大学生は大学で学ぶ目的が無いままに何となく卒業してしまうように思います。アメリカのように門戸は広いが、卒業するのは難しい制度にし、学ぶ目的を明確化していかないと、根本的な問題は改善されないと思うのです。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

松本副座長、お願いします。

○松本副座長 ありがとうございます。

私も高等教育の現場にはおりましたけれども、小中学校は自分が生徒として経験したもののしかありませんので、向井委員と似たような立場で発言内容もほとんど似ています。

日本語での学習が困難な児童についてですけれども、これは安倍総理が仰ったように、外国人労働者が入ってきて、その子弟が問題になるというお話がありましたが、正にそういうことはアメリカでも起こっていたのです。現状でも起こっているかもしれません。私は若い頃にアメリカに行ったのですが、当然子供は英語が全くできません。そのときの受け入れ体制を思い出していたのですけれども、学校に行っても英語がわかりませんから、語学だけを教えるための教室があるのです。そういう教室にいろいろな地域から子供たちをバスで集めてくるのです。ある程度の規模になればそこに先生がいて教える。今いろいろな提案がありますけれども、各学校に配置して人を充ててやるよりも、はるかに効率がいいのです。しかも、その子供たちはしゃべれない子、同じ環境、境遇の子が集まるわけですから、非常に仲良くなってみんなで盛り上がって勉強していくのです。そういう制度を日本に導入すれば良いのではないかと日本語教育に関して思います。

個別指導で努力するよう精神論での指導を増やしたり、あの子はしゃべれないから、その教室の中で特別の教員をつけてやるよりはるかに効率がいいのではないかと思いますので、スクールバスのようなものを含めてある程度の領域から人を集めてきて、そういった子供に語学の教育を与える。それで日本語のレベルがある程度上がれば、そのレベルに応じたクラスに入っていくというような制度を是非つくっていただきたいと思います。そうしなければ、外国人労働者が日本に入ってくないのではないかと思います。

私の子供もそういう意味で、英語は半年間全くしゃべれませんでしたけれども、半年間グループ活動はできるのです。同じような境遇の子ですから。最初に発した英語がチキンでした。けんかをしていて、お互いにチキン、ターキーと言ったのが最初の英語でしたけれども、それから急激にうまくなったことを覚えております。

第2の課題ですけれども、経済的に貧しい子供に対する教育の機会均等をどう与えるかという話ですが、これは大学側に責任がかなりあると思います。安倍総理も仰いましたけれども、入試があって、それにより選抜をしないといけないので、塾で学校と同じことを教えてしまいます。その結果、皆全部100点をとるようになるため、より複雑な問題でないと選別ができなくなります。私はそういうことをやめてしまったらどうかと思います。本当の学力とは人間がどうやって生きていくかということが基本ですので、生きる力、適応力みたいなものを教え込むこと、それが実は小学校とか中学校、あるいは場合によっては就学前教育のところにつけるべき技術なのです。学校教育で学ぶ、算数とか国語とか社会とか理科とか、あるいは美術とか技術とか、そういうものが全部必要です。

ところが、今の入学試験はそういうものを課していません。数学の難しい問題を解かせています。中学受験も、私は問題を見ますけれども、自分で解けません。学力がないのかと自分で思ったりするのです。恐らくこの中の方々もほとんど解けないと思います。それを学力の均等だと言って、塾だ何だという話は本末転倒であり、安倍総理が仰ったように入学試験の在り方が問題の根本です。発達段階により脳が変わっていきますから、その脳の変化に応じた教育をきちっとしていくことが問題の根本的な解決になると思うのです。もちろん貧しい家庭の子も義務教育の範囲の中で、塾などに行かなくても勉強できます。ところが、実態を見ると平均値よりも低い子が多いというお話を先ほど教えていただいたのですけれども、それは入学試験のような学力テストの差であり、人間が生きていくための本当の学力とは別の問題だと思うのです。何を学力とするかというメジャーをはっきりさせ、その学びの機会を与える。それでなければ、今のようなシステムのままですと、絶対にどんな支援策をしても、経済上、財政上の差、豊かさに比例して学力差がついてしまうと思います。ですから、何が学力なのかということを初等中等教育の段階で検討して、こういう問題を解決する必要があるのではないかと感じました。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

名和委員、お願いします。

○名和委員 本日の議論を聞かせていただいて、今の松本副座長の御発言にもつながるところかもしれないのですが、日本語能力だけにフォーカスするのではなくて、コミュニケーション能力や人間力というものが非常に重要になってくると思うのです。例えば、逆の発想で言うと英語の能力はどうかというと、日本人の平均的な英語能力はまだまだ低いと思うのです。私は海外でずっとプロジェクトをやっているのですけれども、やはり英語をベースでどんな国でも仕事をするのです。そのときに、海外の人が日本で仕事をするとか、あるいは日本人の作家が海外で活動するときに、どうしても英語能力が中国とか韓国とか、ほかのアジアの国に比べても劣っているのではないかと指摘を受けることもあるので、日本語能力のことだけでなく、根本的にコミュニケーションの在り方を捉え直すことが重要であると思います。

それと日本語能力が難しいという子供たちはマイノリティーになると思うのですが、彼らの中でも造形力とか発想力とか想像力とかコミュニケーション能力とか運動能力が高い子はたくさんいると思うのです。そういう子たちが褒められたり引き上げられる、あるいは注目を受れたり、友達として認められたりする事がとても感性を育てる意味では重要であると思います。

今はグローバルな時代で、SNSとかインターネットを通じてグローバルにコミュニケーションをとる時代になると思うのです。今、子供たちが使っているFacebookやLINEは、子供たちにも人気になってきていて、これはもう5年10年も経てば全部多言語対応されるので、例えば日本語で打ち込んだ言葉が海外の友達に翻訳されて伝わるということは、どんな国の人とも会話ができる時代が来るということです。そのときに大事になってくるのは、自分がこの世界に対してどういう態度でいるのかということをはっきり表現できることが大事で、そういう表現力を育むということです。そういう文化や芸術というのは、国境や言語を超えてコミュニケーションをできるツールになるので、そういうコミュニケーションの機会を増やす機会を各世代で見つけていくと良いのではないかなと思います。

この「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」につながりますし、例えば日本語が苦手な授業でなかなかついていけなくてだんだん落ちこぼれていくのをサポートするために、情報ベースのサポートシステムを整備することを検討してはどうかと思いました。例えば全ての教科書や教えている内容をウェブベースとかYouTubeなどで配信して、いつでも誰でもがどんな言語でも見られるようにしておく、塾に行った子供だけが進学できるのではなくて、本当にやる気のある子供が自分の意思でいつでも勉強ができる。そのような環境を整えてあげることも大事ではないかと思いました。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

出雲委員、お願いします。

○出雲委員 私は日本語能力が十分でない子供たちへの教育について、1点申し上げたいと思います。

まず、そもそもですけれども、日本語能力が十分でない子供たちというのは、日本語が母語でない外国から日本にお越しの方と、そして日本語が母語で、何かしらの理由で読み書きが苦手であったり、日本語でのコミュニケーションに発達障害など様々な理由で困難を抱えている子供たちがいると思っていて、それぞれに対して1つずつ、私が感じている問題意識と、是非こうしていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思います。

1点目の日本語が母語ではない外国から日本に来ている日本語能力が十分でない子供たちについては、義務教育後の高校進学への支援と、日本でしっかり働くための就職支援が非常に重要になってくると思うのですけれども、今の日本の企業や社会に、日本語能力が十分でない外国語を母語とする子供たちを受け入れる余地がないのであれば、その就職先、

雇用の吸収先としては、私はベンチャー企業がその役割を担うことができると思っております。

今、元気のあるベンチャービジネス、ベンチャー企業は、シュリンクする日本市場から、当然中国や海外、特に英語圏にとどまらず、ポルトガル語圏やスペイン語圏といった国々に進出をしたいと考えており、既に進出をして、言語の面でその問題を抱えていたりする場合がありますのですけれども、そういったベンチャー企業にとって、英語や中国語やポルトガル語やスペイン語を母語とする子供たちは日本語能力が不十分であったとしても、非常に貴重な戦力になり得ると思うのです。

もう一言だけ申し上げさせていただくと、名和委員が英語の話をされましたけれども、日本語能力もどれぐらい必要とされるのかといいますと、ベンチャーのビジネスに必要な日本語、若しくは研究者として一緒に大学で研究していくために必要な日本語の能力は、それほど複雑で難しいものではないのです。ですので、あらゆる分野で日本語が十分でなくてもベンチャー企業で頑張りたいという子供には、企業で最低限必要な日本語能力があればいいわけですし、大学の研究者として頑張りたいという子供に対しては、日本の大学で研究をするために必要な日本語というものは、完璧な日本語ではありませんので、特化して高校以降で日本語能力を最低限必要なレベルまで高めるということを行えば、完璧な日本語能力がなかったとしても十分働ける子供たちを受け入れることがベンチャー企業や大学ではできると思っております。

2つ目に、読み書きが苦手で、若しくは発達障害などの理由により、日本語が十分でない子供たちというのは、これは言い換えれば言語能力が十分でないという子供たちなのですけれども、私にとっては全く人ごとに思えないわけなのです。言語能力が低いと、今の私もそうだと思うのですけれども、空気が読めないとか、ミドリムシにばかり集中しているとか、うまく自分が興味を持っていることを言葉にできないということは十分あるのですけれども、しかし、言語能力というのは最近の脳の機能科学においては、あくまである1つの限定された能力であって、言語能力が不十分であったとしても、他の空間把握能力や論理力が極めて秀でていう可能性は、むしろそういう子供たちは高いのではないかとすら思っていますし、そういう言語能力が多少十分でなかったとしても、論理力や空間把握能力が非常に高い子供というのは、将来科学者やベンチャー企業の経営者のような、ある意味、空気が読めないことが長所になるようなキャリア、職業といったものも私は今の日本には十分あると思っております。

その中で1点だけ、今日どうしても申し上げたいのは、子供の日本語の能力が十分でないと、それに親が非常に抵抗する、親が認めたがらないケースが非常に多いと思うのですけれども、そうではなくて、これはあくまでも脳の1つの機能であり、それはアインシュタインも、十分な言語能力がなくても立派な科学者、立派なベンチャーの経営者として活躍しているわけですから、そういったロールモデルの啓発も含めて、日本語能力が十分でないということが特別何か悲惨でつらいことではなくて、そういったことをチャンスにす

るキャリアや能力といったものもあることを最低限、親にも子供にも伝えることを学校教育の現場でやっていただけると非常に心強いし、ありがたいと思い、日本語能力が十分でない子供たちの教育について、2つのカテゴリーに分けて、1つずつ実施していただきたいことを申し上げさせていただきました。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

外国籍であるか日本国籍であるかを問わず、日本語を母語としない子供たちの間には、日本語以外の言語も十分でないことがあります。そういう意味で、言語を通じての論理的思考を発達させていく環境にいない子供もいたりするので、外国人も何通りかに分けて対応を考えなければいけないのではないかという気がいたします。

大分時間が経ってまいりましたけれども、資料1に提言の取りまとめに向けての論点の例があるのですが、何かこれに付加するものや、今日はこれまで発言する機会がなかったけれども、この点は提言の中に是非盛り込んでもらいたいということがありましたら、御発言をいただけると助かります。

坪谷委員、お願いします。

○坪谷委員 この中に盛り込むということではないのですけれども、実は私が運営しております学校の生徒は、その95%が日本国籍以外でありまして、今年度は51か国の生徒が在籍しております。その親は駐在員で、日本での滞在は大体3～4年なのです。二十数年前に、実はシンガポールが外資系の企業の誘致と高度外国人の誘致ということで、ソフト面、ハード面ともに質の高いインターナショナルスクールを誘致するという国策を打ったのです。それを聞いたときに私は大変だと思いました。今、アジア本社がある日本からシンガポールに逃げていくのではないかという懸念をしていたのです。その後、香港が中国に返還されたときに、香港も同じ策を打っていきました。御存じのように、現在、外資系企業の本社がシンガポール、香港へと移ってしまっているという現状があります。

また、教師の獲得にも私たち最近苦勞しております、それは世界規模で見ますと主に中東、これはサウジアラビアやドバイなどが多いのですけれども、それと中国が優秀な教師を抱え込むという形で、今まで条件は横並びであったのを、非常にいい条件を出してきて、なかなか日本に来てくれる教師がいなくなってきたという現状があるのです。

私は、日本国として、外国人、もちろん、この外国人労働者の問題もそうなのですけれども、高度外国人と外資系の企業、また私のところの学校は公務で来ている子供が3分の1いるのですけれども、そういった人たちに対して国策としてどう考えるのかといった点も是非考えていかななくてはいけない問題なのではないかということを一言発言いたしました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

今日は残った時間も余りないので、提言の取りまとめまでの時間的な余裕もそれほどあるわけではないので、今日発言がし切れなかったものについては、文書にまと

めて事務局にお出しただければ、提言に盛り込む努力をしたいと思えます。発言も書面の提出もないものは提言の中に入れられませんので、この点だけは、あるいはこういう視点をこの問題については盛り込むべきだというようなことがございましたら、できるだけ早い時期に事務局へお届けいただければと思えます。

オブザーバーとして御出席いただいております渡海議員、富田議員から御発言をいただきたいと思えますが、初めに渡海議員、お願いいたします。

○渡海衆議院議員 ありがとうございます。

今日も大変有意義な意見をたくさんお聞かせいただき、ありがとうございます。

既に御報告しておりますように、党の教育再生実行本部では、新たに4つの部会を立ち上げまして、今、議論をしております。大変精力的に議論をしております、中間取りまとめというか、一次提言的なものを4月の第1週ぐらいにはそろそろ出せるのではないかなというような状況であります。

前から申し上げておりますように、特別支援教育部会では、当実行会議でも今テーマになっております「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」、こういった論点も含めて提言をさせていただきたいと思っておりますし、何よりも今、力を注いでおりますのは、格差克服のための教育部会でありまして、本日の実行会議でもいろいろな意見をいただいたわけであります。

一言で粗っぽく申し上げますと、やらなければいけないことというのはだんだん見えていと申し上げていいと思っております。ただ、これから先、大事なことは、これが必要だ、あれが必要だといっても、絵に描いた餅にならないためには、やはり財源の手当てをどうしていくかについて議論することは避けて通れません。当会議で私はしばらく財源を忘れて議論すると申し上げましたが、我々もいよいよ、いろいろなアイデアが出たけれども、財源をどうするかということ議論していこうと思っております。

先ほど御提言をいただきました寄附の問題について、例えば今、いろいろな意味で社会的な政策に限定したインパクトボンド8みたいな話も考えられます。教育に特化した無利子国債を出したらどうかとも思っております。今日も御意見がございましたように、教育は未来への投資ということでもありますから、その投資は日本財団が調査結果を出していますが、今の15歳の児童を対象に試算すると大体1.1兆円ぐらい返ってくるということでもありますから、将来の子供たちに負担を残すということではなくて、みずからが国家に貢献をすると同時に、将来、その子供たちがまたある種の自分たちがしてもらったことを返してくれるという仕組みを無利子国債という形の中でつukれないかと考えています。これはまだ全然財務当局とは詰めておりませんが、我々の議論はその方向で進めています。幼児教育ですら実は皆いいということがわかっていて、先ほど安倍総理も仰っていましたが、これだけ時間がかかったのです。ですから、そのことを考えますと、例えば消費税を上げればこれができるというような議論をやっていたらそれはやらないのと同じことだと私は思っております、そういうことも含めてしっかりとどんなことができるか考えていきたいと

思います。

大事なことは、前回も申し上げましたけれども、今日もお話が出ていました社会的コンセンサスをどのようにつくっていくかということでもあります。前回、有識者の方からグラウンドデザインという発言がありました。将来の日本をどう考えるのか、そのためにどのような教育を目指すのか。これも実はフォローアップ部会の骨太の議論としてスタートをさせていただいたところでありまして、ある程度まとまったことを適宜発信していく、そのような作業をさせていただいているということをお報告申し上げたいと思います。

先ほど安倍総理もお触れになりました、高大接続については既に中央教育審議会である程度の方向性が出ております。今後党の取組をとる予定でございますが、ここへ来て、この方向性で時代の変化に対応できるのかなど、いろいろな意見が出ています。例えば多言語という問題にしても、そんなことを一々やらなくても5年たったらICTで変わっているといったことをどう予想するかについての議論が出ていまして、少し時間がかかっていますが、一応、議論を収束させる予定です。党としてそんな状況であることを御報告させていただきます。

本当に今日もいろいろな意見をいただきまして、ありがとうございました。

○鎌田座長 それでは、富田議員、よろしくお願ひします。

○富田衆議院議員 ありがとうございます。

家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障について、1点だけ提言をさせていただきたいのですが、この通常国会、衆参の予算委員会や、衆議院の本会議における児童扶養手当法の一部を改正する法律案の質疑におきましても、給付型奨学金の創設を求める質問が相次ぎました。これに対して、馳文部科学大臣は、財源をどうするか、給付対象をどうするか、そして支給の在り方をどうするか、この3点を慎重に検討しなければならないというように答弁をされております。

給付型奨学金は、平成22年度の麻生内閣で行った概算要求では、高校の奨学金について455億円の要求を行いました。ところが、9月に衆議院選挙がありまして、政権交代になって、鳩山政権ではこれを123億円に減らして、給付対象もかなり絞ってしまったのです。そして、概算要求には出したのですが、予算案ではゼロになりました。翌年度も、122億で概算要求を民主党政権で行ったのですが、これも予算案ではゼロになりました。ここで突破口を開いておいたら給付型奨学金を実現できたのだと思うのですが、残念ながらそのままになっていますので、提案をしたいと思ってずっと考えていたのです。

実は、昨日の夜の民放のテレビ番組で、18歳の壁について放送されていました。児童養護施設を出た女性が保育士になりたいということで大学に進学し、アルバイトを一生懸命やったのですが、アパート代も出さなければならないということでなかなか勉強できないというような状況だったのですが、世田谷区で、月1万円でシェアハウスを貸してもらえようになり、そこで勉強に専念できるようになりました。世田谷では来年度から、児童養護施設を卒業して大学で学ぶ方に給付型奨学金を出すということですので、是非対象を

この児童養護施設卒業者で、もう親から離れていて、番組で取材されていた方は7歳のときから親御さんから完全に離れて自分でやってきたということでしたが、このような方にまずは的を絞って給付型奨学金を政府としてやっていったらどうかと思います。対象はおそらく年間1,500~1,600人だというような話も出ていますので、そのように対象を常に絞って実施したらどうかと先生方の議論を聞いていて思いましたので、発言をさせていただいて、馳大臣にしっかり検討していただければと思います。

○鎌田座長 早稲田大学では給付型奨学金を独自で年間35億出しています。給付型奨学金のメリットは大きいのですが、デメリットとしては、入学してから奨学金をもらうために、入学の際にお金を出さなければいけないことです。したがって、授業料免除のほうが、あるいは入学金免除のほうが立て替え払いしないで済む分、はるかに助かるという面があります。事前にメリットやデメリットをはっきりさせて制度を創っていかねばいけないと思います。多様な手法があると思いますので是非多角的な御検討をお願いしたいことと、文部科学省の予算の枠を超えて対応をしていく力は政治にしかないと思いますので、よろしくお願いします。

では、最後に馳大臣から、取りまとめの御発言をいただければと思います。

○馳文部科学大臣兼教育再生担当大臣 今日はどうもありがとうございました。

いずれも一億総活躍社会という切り口で、経済格差がいわゆる教育格差になってはいけないという論点と、日本語能力が不十分なお子さんに対する支援をいかにできるかということで議論いただいたと思っています。

まず給付型奨学金制度については、私も国会の議論では一度も否定はしておりません。4点、いつも申し上げておまして、まず公的資金としての使われ方、つまり進学される方と就職をして税金を払っておられる方の公平性を考えた場合にどう議論したらよいかということ。次に財源をどのように確保するか。3番目に対象者をどのように絞るのか。そして、給付の在り方をどうするか。これらの議論をきちんとすれば私は1つの答えが見えてくるのではないかと考えています。つまり、高等教育を受けて卒業されて社会人として生涯を過ごされた方の生涯賃金や失業率は、高校を卒業して働いておられる方々と比べたら2.4倍の便益の差があるというような数字も出ておりますので、意欲と能力のある方に対して大学進学、専門学校も含めて高等教育機関への進学を入り口で諦めなくてもいいというような、公平性に絞って議論されるべきではないかと私も考えています。

もう一点、日本語教育のことについてですが、有識者の皆様方のお話を伺っていて、言葉はまさしく人間力であり、コミュニケーション力であるということは論をまたないと思いました。したがって、生活言語と学習言語について、例えば介護の仕事をしていただく方にコミュニケーション力を含めた特定の専門用語も必要になると思います。しかし、その方が日常生活を送る上で必要な生活言語とはある程度のレベルの違いがあってもしかるべきであります。そういう日本語の十分でない方々をいかに我々日本社会が受け入れていくかという覚悟も求められている課題であり、基礎教育の段階である義務教育の段階にお

いて、いかにそのための条件整備をできるかということが重要であると、皆様方のお話を承っております。

今後、提言の取りまとめに向けて、事務方も含めて、本当に素晴らしい提言もいただき、三幣委員のような現場での実践もいただきながら、精力的に気合いを入れて取りまとめたいと思います。

改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

本日の会議はここまでとさせていただきます。

次回はこれまで4回の議論を踏まえて提言の取りまとめに向けての議論を行いたいと考えております。先ほど申し上げましたように、その際の素材として提供すべき事項がありましたら、事務局に文書にてお届けいただければと思っております。次回の日程は調整の上、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

本日は長時間にわたり大変充実した御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。